

緊急時のショートステイの利用に係る支援の検討について

1. 市内施設の利用状況・利用実績

※静岡市聞き取り

施設名	事業形態	対象者等（令和5年10月末時点）
つばさ静岡	併設 (10床)	<ul style="list-style-type: none"> ・腹膜透析、感染症、IVH管理、呼吸・循環が不安定以外の方が対象 ・長期の予約がとれないため他事業所との併用を推奨 ・短期入所サービス利用中に急変した場合は治療困難のため自宅へ帰ってもらう・または病院搬送
静岡済生会療育センター 令和	空床利用	<ul style="list-style-type: none"> ・動く医ケア以外の方が対象 ・入所児と別の部屋はあるが医ケア対応の設備がなく、その部屋に配置する人員もない ・酸素投与や吸引のできる部屋は満床 ※ショートステイ9月から再開
静岡県立 こども病院	併設	<ul style="list-style-type: none"> ・気管切開＋呼吸器の重度の子が対象
静岡てんかん・ 神経医療センター	空床利用	<ul style="list-style-type: none"> ・重度の知的障がいと肢体不自由が重複している状態の方が対象（障害支援区分「5」～「6」） ・動く医ケアは要相談 ※診療とお試し利用後に短期入所サービスを契約する （主治医からの紹介状が必要） ・空き状況によるが、支給決定されていれば長期利用も可能 →利用者は利用前に毎回抗原検査を実施している →COVID-19が5類になって中止となった。 ・てんかん病棟と重症心身障害病棟で受入れている（病棟の空き状況により短期入所サービスのベッドを割り振るため利用する病棟は選択不可） →選択は不可だが、事故防止のため病棟を固定する方針となる。 ・人工呼吸器の受入可能だが、対応可能なメーカーを限定している （事前に要相談） ・緊急の受入は利用登録をしている利用者であれば受入れ可能

2-1. 緊急時のショートステイ利用に関する相談ケースから読み取る課題（委託相談支援事業所等回答）

「調査について」

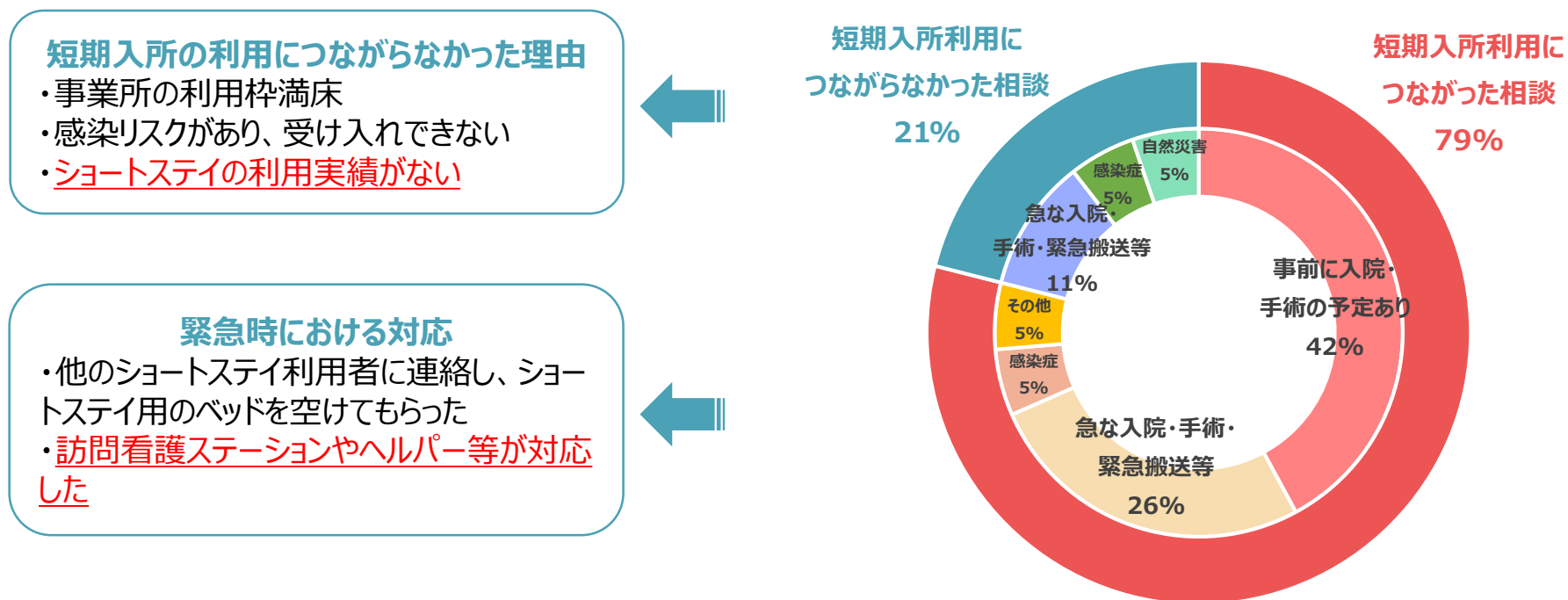
調査機関：市内委託相談支援事業所のうち、計画相談支援事業を行っている9事業所

調査内容：医療的ケア児者または重症心身障がい児者の緊急時における短期入所利用に関する相談対応の実績 ※緊急時の定義はなし

- ・実績あり⇒①相談者 ②医療的ケアの有無とケアの種類 ③短期入所を利用した理由 ④その他詳細 ⑤利用した施設 ⑥利用期間
- ・実績なし⇒①② ③短期入所を利用しなかった理由 ④利用につながらなかった理由 ⑤問い合わせ施設 ⑥利用希望期間

回答：9事業所（回答率 約100%）

緊急時における短期入所の利用理由



緊急時について

- ・主たる介護者が、事前入院・手術の予定あり（短期入所利用につながった相談42%）
- ・主たる介護者が、急な入院・手術・緊急搬送等（短期入所利用につながった相談26%、利用につながらなかった相談11%）の理由から短期入所の利用を希望しているケースが多い

2-2. 緊急時のショートステイ利用に関する相談ケースから読み取る課題（委託相談支援事業所等回答）

意見	集約内容
<ul style="list-style-type: none">・過去に利用がない場合は、短期入所の受け入れが困難であるため、保護者も日ごろから複数の施設において短期入所を利用しておくことが緊急時の備えとなる	<p>平時からショートステイの利用実績がないため、緊急時に利用できない</p>
<ul style="list-style-type: none">・災害時、家族の急病時（主介護者の急病・幼い兄弟の急な体調不良・祖父母の急変等に伴う緊急入院等）に受け入れてくれる事業所の確保。・土日週末に受け入れてくれる事業所の確保。・医療的ケアのある動く重心の利用者の受け入れ先の確保。・家族の不幸があった時に、預けられる場所の確保。・医療的ケアがある場合、静岡市内だとつばさ静岡かてんかんセンターぐらいしか思い浮かばない。しかも緊急はほぼ無理な状態。	<p>災害時、家族の急病時の受け入れ施設に限りがある</p>
<ul style="list-style-type: none">・市立病院や済生会病院などで、緊急時には、重心・医ケア児を受け入れてくれるベッドを確保するなどよい。（市が病院にお金を補助する）・病院や今ある医療型施設の空床を市でかり上げて、緊急時いつでも受け入れできる体制がとれるとよい。	<p>緊急時に、医療的ケア児等を受け入れるベッドの確保がない</p>
<ul style="list-style-type: none">・短期入所は、事前に事業所と契約をしたり、おためしの利用が必要だったりする。しかし、相談員が緊急時に備えて普段から短期入所を利用するようにすすめても、実際の利用につながらないケースも多い。緊急時に、普段から自宅に入っている訪問看護ステーションの看護師の利用ができるとよい。（市と訪問が契約して、緊急時に対応したら市が補助するなど。）・普段利用している支援のほうが親身に相談に乗ってくれるので、使える確証のないSSを労力かけて交渉し時間ロスするよりも、在宅で利用できるいつもの支援を一時的に厚くするほうが現実的。	<p>現存のサービス（訪問看護ステーション、生活介護事業所、ヘルパー等）の支援者を増やすための取組みを行う方がよいのではないかと</p>
<ul style="list-style-type: none">・どの程度の医ケア児者の受け入れをしているのか把握しづらい。・ベッドが空いている日が決まっている場合、他の事業所も利用して行き来しなくてはならない。その際、1日は両日を利用、どちらがその日の利用として請求するかが問題に。・仮に受け皿があったとしても「緊急」はどんなケースであっても難しいと感じる。・出産予定あたりをSSにしてあっても、院内感染や学校や園での感染状況で受け入れ不可になることも考えられ、利用に確実が求められない。利用不可になった際に、“緊急時”対応が発生してしまう。・日中支援型のグループホームでも対応可能な事業所が増えるとよい。・体調不良時にも受け入れてくれる事業所はあるか。	<p>その他意見</p>

3. 静岡県の実施（参考）

事業	内容
保育士等の派遣	短期入所における日中の療育機能を強化
差額助成 （入院診療単価と医療型短期入所に係る報酬との差額）	短期入所サービスを行う医療機関に対する経営面の支援を行い、短期入所支援を促進
整備促進	医療型短期入所施設の開設と利用促進
病床を常時確保する医療機関への助成	※廃止事業

4. 本市の課題と取組み

市内ショートステイ受け入れ施設に聞き取りした課題（R4）

【対象】

主治医が明確でない・成人・動ける医ケア

【課題】

- 平時から計画的にショートステイサービスを利用していない
- 緊急時の当日と次の日がなんとかできたらいい

市内委託相談支援事業所等へ調査した課題（R5）

【課題】

- 平時からショートステイの利用実績がないため、緊急時に利用できない
- 現存のサービス(訪問看護ステーション、生活介護事業所、ヘルパー等)の支援することで、緊急時の担い手を増やすための取組みを行う方がよいのではないか
- 災害時、家族の急病時の受け入れ施設に限りがある
- 緊急時に、医療的ケア児等を受け入れるベッドの確保がない

本市における緊急時のショートステイサービスの課題について（R5 打合せ内容のまとめ）

【緊急時とはだれのいつを指すか】

主たる介護者の急な体調不良、入院、手術、緊急搬送、虐待等

【その他打合せでの意見】

○ 施設からの意見

- ・ ショートステイサービス利用時に、医療的ケア児者本人が体調不良等により、入院が必要となった時に、施設からの搬送を病院で断られるケースがある。
断わずに受けてほしいと周知が必要(重症心身障がい児者とは・・・、医療的ケア児者とは・・・、ショートステイとは・・・等の周知に係るチラシを作成)
- ・ 医療的ケア児者本人が濃厚接触者になった時に施設でショートステイの受け入れが困難な状態である。
- ・ 成人移行について、成人になってから、普段の訪問診療等のかかりつけ医とは別に、病院の主治医が必要である。

○ 相談員からの意見

- ・ 現存のサービス(訪問看護ステーション、生活介護事業所、ヘルパー等)を支援することで、緊急時の担い手を増やすための取組み(市から補助を出すなど)を行う方がよいのでは

【今後の取組みについて（案）】

- ・ 関係者機関の打合せを継続実施
- ・ 医療的ケア児等に対し、行政及び各施設において、平時から計画的にショートステイのサービスを利用することを促す取組みを検討
- ・ ショートステイサービス利用時に、医療的ケア児者本人が体調不良等により入院が必要となった時に、施設が治療する病院でないことを周知し、緊急時の搬送を受け入れていただくよう周知
→ 静岡医師会 在宅包括委員会（12/26）において、医療的ケア児者や重症心身がい害児者に関する周知啓発を予定
- ・ 打合せにて、成人移行に係る課題があることも分かったため、今後の検討事項とする。